

臨時運行許可（仮ナンバー）の有効期間の適正化について －行政改善推進会議の意見を踏まえた参考連絡－

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、実態を調査するとともに、行政改善推進会議（座長：原田 伸一）に諮り、同会議の意見を踏まえ、対応方針について検討した結果、本日、北海道運輸局に対して、業務の参考としていただくよう連絡しましたので、公表します。

【端緒となった行政相談の要旨】

私は、個人売買で購入した未登録（注）の自動車を回送するため、市町村役場の窓口で臨時運行許可申請を行った。

回送距離は約400kmと長距離であるほか、回送予定日は雨の予報であったことから、運行期間を2日間として申請したが、市町村役場の担当職員から必要最小限の1日間に修正するよう求められた。

この結果、1日間を有効期間とする臨時運行許可番号標（以下「仮ナンバー」という。）が貸与されたが、このような対応に納得できない。

（注）自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならないこととされている。

■ 制度の概要

- 臨時運行許可制度は、法の規定に基づき、未登録の自動車の新規検査・登録や車検切れ自動車の継続検査を受けるために運行する場合などにおいて、運行目的・経路・有効期間を特定した上で、特例的に運行を許可する制度
- 臨時運行許可は、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長（以下「行政庁」という。）が行うこととされており、臨時運行許可の申請先は、その運行経路の最寄りの行政庁
- 臨時運行許可を受けた自動車は、仮ナンバーを自動車の前面及び後面の識別に支障のない位置に表示

図 仮ナンバーの例



（注）北海道運輸局のホームページから抜粋

- 臨時運行許可の有効期間は、法の規定に基づき5日を超えてはならないこととされており、この有効期間について、国土交通省北海道運輸局が策定し、市町村（行政庁となっている市町村。以下同じ。）に送付している臨時運行許可事務処理マニュアル（平成21年3月（令和5年1月改訂）。以下「マニュアル」という。）では、「5日間は最大限の期間であり、目的、経路等をみながら狭義に解釈し、必要最小限の期間とされたい」と規定

■ 当局の調査結果

● 今回の相談の対象となった市町村における対応状況等

今回の相談の対象となった市町村は、法やマニュアルに基づき臨時運行許可事務を行っているとしており、マニュアルでは、i)他の市町村の許可内容に左右されることなく、申請を受け付けた市町村が適切と判断される範囲内で決定すること、ii)申請目的、経路等を踏まえて狭義に解釈し、必要最小限の期間とすること、iii)不確定要素を見越して許可することはできないこととされている。今回の相談者からの申請は、天候不順を理由として運行期間を2日間としているが、天候の状況は不確定要素であると判断し、必要最小限の1日に修正を求めたと説明している。

また、同市町村は、同じ内容の申請であっても市町村によって許可の判断に差異が生じることは、やむを得ないものと理解しているが、類似の苦情を防止するためには、マニュアルの内容を充実すべきであるとしている。

● 北海道内の他の市町村における対応状況等

当局では、本相談の処理を行う過程において、臨時運行許可を行う市町村によって運行期間の考え方に差異が生じていることが懸念されたため、今回の相談の対象となった市町村を含めた24市町村(注)に対して、臨時運行許可申請に関する対応状況等を確認したところ、次表のとおり、市町村によって有効期間に関する取扱いが異なっている状況がみられた。

(注) 各運輸支局の区域ごとに3市町村(札幌運輸支局は6市町村)を選定した。

表 臨時運行許可申請の有効期間に関する市町村の対応状況

区 分	市町村数
申請内容を審査の上で1~5日の範囲で必要最小限の期間に限って許可している市町村	14市町村
5日以内の申請であれば運行距離等に関係なく申請どおりの期間で許可している市町村	8市町村
その他の市町村(原則として3日で許可することとしているなど)	2市町村

(注) 当局の調査結果による。

また、上記24市町村に対し、臨時運行許可事務に関する意見を聴取したところ、「市町村によって有効期間に関する考え方が違うことは、制度に対する不信感につながる」、「マニュアルを踏まえた対応を行うよう市町村に改めて周知すべき」といった意見がみられたほか、「個別・具体的に判断できるようマニュアルには具体例を示してほしい」、「定期的に研修会を開催してほしい」といったマニュアルの内容の充実や研修会の開催を求める意見が聞かれた。

● 本件に関する北海道運輸局の見解等

北海道運輸局は、市町村によって臨時運行許可の有効期間に関する取扱いが異なっている状況を把握していなかったとしている。

また、北海道運輸局は、市町村の担当者を対象とした臨時運行許可事務に関する研修会について、以前は各運輸支局別に開催していたものの、現在は開催していないとしている。この理由について、同局では、i)研修会を開催しても市町村の担当者の出席率が低調であったこと、ii)各運輸支局に研修会の開催有無の判断を委ねていたこと、iii)各運輸支局の業務量の増加や職員数の削減等により研修会を開催する余裕がなくなったことを挙げている。

■ 行政改善推進会議の主な意見

- 市町村によって有効期間に関する取扱いが異なっている状況は、公平な制度運営を図る観点から望ましくないため、改善を検討する必要がある。
- 市町村の担当者が、季節、距離、天候等の要素を総合的に考慮して適正な有効期間を判断できるように、マニュアルには具体的な事例等を示すなど、情報提供を充実させる必要があるのではないか。
- 市町村の担当者を対象とする研修を実施するなど、市町村によって有効期間に関する取扱いが異なることがないよう周知を図るべきではないか。

■ 北海道運輸局に対する参考連絡の内容

- 臨時運行許可に係る有効期間については、法において、「5日をこえてはならない」と規定されているのみで、これに関する具体的な判断方法は規定されておらず、市町村の裁量に委ねられていると考えられるものの、苦情の続発を防止するためには、市町村によって有効期間に関する取扱いが異ならないことが望まれる。

このため、北海道運輸局は、有効期間の判断基準について、市町村の担当者が適正に判断できるように、マニュアルには具体的な事例を示すなど、情報提供を充実させるとともに、市町村の担当者を対象とする研修を実施するなど、市町村によって有効期間に関する取扱いが異なることがないよう改めて周知を図ることが望ましい。

■ 行政改善推進会議とは

- 行政改善推進会議は、行政相談を端緒として、行政の制度・運営に係るものの改善について、民間有識者の意見を聴取し、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政の改善を効果的に推進することを目的として、総務省本省及び全国11か所の管区行政評価局・行政評価事務所で開催
- 北海道管区行政評価局では、昭和56年8月から開催
- 行政改善推進会議は、令和6年2月に「行政苦情救済推進会議」から名称を変更

〔行政改善推進会議の構成員〕

- 座長 原田伸一（元北海道新聞社常務取締役）
神谷章生（札幌学院大学法学部教授）
西田史明（札幌商工会議所理事・事務局長）
星政良（北海道行政相談委員連合協議会会長）
成田教子（弁護士）
須田浩（北海道放送株式会社常勤監査役）
柿崎多佳子（北海道女性団体連絡協議会会長）

まぐみみ北海道



総務省行政相談センター

(問合せ先)

総務省 北海道管区行政評価局
総務行政相談部 首席行政相談官室 高橋、小山内、川村
電話：011-709-1803（直通）
E-mail：hkd32@soumu.go.jp